［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）

第十一条の二の三　法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第一(2)、第一(9)、第一(10)及び第一(11)に規定する無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第一(13)、第二(5)及び第二(6)に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

別表第二号の二　免許状記載事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

第１　公表内容が特に制限される無線局

⑴　衆議院及び参議院の各事務局が、国会法（昭和22年法律第79号）第28第１項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

⑵　警察法（昭和29年法律第162号）第２条第１項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

⑶　法務省設置法（平成11年法律第93号）第４条第12号から第12号の３まで及び第32号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設されるもの

⑷　検察庁法（昭和22年法律第61号）第４条に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

⑸　公安調査庁が、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第３条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの

⑹　外務省設置法（平成11年法律第94号）第３条に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

⑺　財務省が、財務省設置法（昭和11年法律第95号）第４条第１項第26号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

⑻　厚生労働省が、厚生労働省設置法（昭和11年法律第97号）第４条第１項第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

⑼　海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第２条第１項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

⑽　衆議院及び参議院の各事務局が、国会法（昭和22年法律第79号）第28第１項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

⑾　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第三項に規定する警備業者が開設する無線局であつて、警備業務の用に供するもの

⑿　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設について航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

⒀　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの

⒁　人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの

⒂　大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局

⒃　前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が免許状記載事項等を公表することが適当でないと認めるもの

（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）

第十一条の二の三　法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

別表第二号の二　免許状記載事項等を公表しない無線局（第11条の２第９号関係）

1　衆議院及び参議院の各事務局が、国会法（昭和22年法律第79号）第28第１項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

2　総務省が、総務省設置法（平成11年法律第91号）第３条第１項に規定する電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進の円滑な遂行を図るために開設するもの

3　法務省が、法務省設置法（平成11年法律第93号）第４条第12号から第12号の３まで及び第32号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

4　公安調査庁が、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第３条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの

5　財務省が、財務省設置法（昭和11年法律第95号）第４条第25号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

6　国税庁が、財務省設置法第19条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの

7　厚生労働省が、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第４条第１項第19号、第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

8　農林水産省が、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第４条第20号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの

9　国又は地方公共団体が、漁業の指導監督（試験、調査及び練習を含む。）に関する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの